

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年12月27日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年12月4日農林水産省告示第1517号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
佐藤福男	静岡市葵区崩野字ザラ山754の1、754の3、754の4、754の6、754の7	静岡市役所
北村慶次郎	静岡市葵区崩野字一本ツカ771の15	静岡市役所
大川井甚作	静岡市葵区崩野字一本ツカ773	静岡市役所
藤森貞次	静岡市葵区崩野字一本ツカ773	静岡市役所
佐藤貞夫	静岡市葵区崩野字一本ツカ776の1、778の1	静岡市役所
北村義典	静岡市葵区崩野字バラ山784の1	静岡市役所
佐藤健	静岡市葵区崩野字バラ山792	静岡市役所
佐藤保久	静岡市葵区崩野字大ヒラミ796の1	静岡市役所
森下太美	静岡市葵区崩野字大ヒラミ796の1	静岡市役所
牧野平兵衛	静岡市葵区崩野字大ヒラミ796の2	静岡市役所